

東日本大震災における消防団員の活動等に関する調査結果

＜消防団担当者向けアンケート＞

平成23年11月25日

調査概要

1. 調査対象

宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市及びいわき市の5団体

(人)

団体名	宮古市	釜石市	気仙沼市	石巻市	いわき市
消防団員数	1,316	795	859	2,295	3,730
人口	59,442	39,578	73,494	160,704	342,198

※消防団員は平成22年4月1日現在。人口は平成22年国勢調査人口

2. 調査期間

平成23年11月4日(金)～11月14日(月)

3. 調査項目

- (1)消防団員の死者・行方不明者の状況
- (2)水門等の管理状況
- (3)震災時に閉鎖等が必要であった水門等の状況
- (4)震災時の水門等の閉鎖状況
- (5)震災時の水門等の閉鎖方法の状況
- (6)消防団の活動等に関する事項
- (7)防災教育及び安全管理に関する事項
- (8)情報伝達に関する事項
- (9)無線及び情報伝達の状況
- (10)消防団員の活動及び他機関等との連携状況
- (11)東日本大震災の教訓と反省点

4. 調査方法

上記5団体の消防団担当者へのアンケート調査

消防団員の死者・行方不明者の状況

■ 今回の調査対象とした5市では、消防団員の死者・行方不明者は69名。そのうち7割強の50名が「公務中」に犠牲となった。

平成23年11月9日現在
(単位:人)

	死者		行方不明者		合 計	
		うち、公務中		うち、公務中		うち、公務中
宮古市	16	16	1	0	17	16
釜石市	14	8	0	0	14	8
気仙沼市	9	7	0	0	9	7
石巻市	20	14	7	5	27	19
いわき市	2	0	0	0	2	0
合 計	61	45	8	5	69	50

※うち、公務中とは、公務災害として認定されたもののほか、申請中のもの、申請予定のものも含む。

※今後の精査により、変更がありうる。

水門等の管理状況

- 今回の調査対象とした5市では、合計で911基の水門等を管理
- そのうち、684基（75.1%）は県が設置、227基（24.9%）は市が設置。
- 遠隔操作又は、自動閉鎖の機能が付いている水門等は全体の2.2%（20基）

（平成23年3月11日時点）

（単位：基）

	宮古市					釜石市					気仙沼市				
	管理数	水門等を設置した団体				管理数	水門等を設置した団体				管理数	水門等を設置した団体			
		国	県	市	その他		国	県	市	その他		国	県	市	その他
水門	127		106	21		69		66	3		52		33	19	
うち、遠隔操作のみの機能が付いているもの															
うち、自動閉鎖のみの機能が付いているもの						10		10							
うち、遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているもの	3		3								5		5		
陸こう	14		13	1		63		55	8		260		184	76	
うち、遠隔操作のみの機能が付いているもの															
うち、自動閉鎖のみの機能が付いているもの															
うち、遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているもの											2		2		
合 計	141		119	22		132		121	11		312		217	95	
うち、遠隔操作のみの機能が付いているもの															
うち、自動閉鎖のみの機能が付いているもの						10		10							
うち、遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているもの	3		3								7		7		

（単位：基）

	石巻市					いわき市					合 計				
	管理数	水門等を設置した団体				管理数	水門等を設置した団体				管理数	水門等を設置した団体			
		国	県	市	その他		国	県	市	その他		国	県	市	その他
水門等	50		32	18		142		123	19		440		360	80	
うち、遠隔操作のみの機能が付いているもの															
うち、自動閉鎖のみの機能が付いているもの											10		10		
うち、遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているもの											8		8		
陸こう等	134		72	62							471		324	147	
うち、遠隔操作のみの機能が付いているもの															
うち、自動閉鎖のみの機能が付いているもの															
うち、遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているもの											2		2		
合 計	184		104	80		142		123	19		911		684	227	
うち、遠隔操作のみの機能が付いているもの											10		10		
うち、自動閉鎖のみの機能が付いているもの											10		10		
うち、遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているもの											10		10		

震災時に閉鎖等が必要であった水門等の状況

- 震災時に閉鎖が必要であった水門等の数は、776基
- そのうち、583基（75.1%）を消防団が担当。
- 宮古市、気仙沼市、石巻市では、ほとんど（98.4%）の水門等を消防団が担当。釜石市では、約6割の水門等を担当。

（平成23年3月11日時点）

（単位：基）

	宮古市						釜石市						気仙沼市					
	常時閉鎖	震災時等に閉鎖が必要であった数					常時閉鎖	震災時等に閉鎖が必要であった数					常時閉鎖	震災時等に閉鎖が必要であった数				
		消防団	常備消防	市 （団を除く）	その他 （民間等）	計		消防団	常備消防	市 （団を除く）	その他 （民間等）	計		消防団	常備消防	市 （団を除く）	その他 （民間等）	計
水門	1	95		1		96	4	45			20	65	4	43	5			48
うち、遠隔操作のみの機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、自動閉鎖のみの機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	2	7			1	8	—	—	—	—	—	—
うち、遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているもの		2		1		3	—	—	—	—	—	—			5			5
陸こう		14				14	7	27			29	56	59	199	2			201
うち、遠隔操作のみの機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、自動閉鎖のみの機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			2			2
合 計	1	109		1		110	11	72			49	121	63	242	7			249
うち、遠隔操作のみの機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、自動閉鎖のみの機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	2	7			1	8	—	—	—	—	—	—
うち、遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているもの		2		1		3	—	—	—	—	—	—			7			7

（単位：基）

	石巻市						いわき市						合 計					
	常時閉鎖	震災時等に閉鎖が必要であった数					常時閉鎖	震災時等に閉鎖が必要であった数					常時閉鎖	震災時等に閉鎖が必要であった数				
		消防団	常備消防	市 （団を除く）	その他 （民間等）	計		消防団	常備消防	市 （団を除く）	その他 （民間等）	計		消防団	常備消防	市 （団を除く）	その他 （民間等）	計
水門		50				50		6			136	142	9	239	5	1	156	401
うち、遠隔操作のみの機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、自動閉鎖のみの機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	7			1	8
うち、遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		2	5	1		8
陸こう	30	104				104	—	—	—	—	—	—	96	344	2		29	375
うち、遠隔操作のみの機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、自動閉鎖のみの機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			2			2
合 計	30	154				154		6			136	142	105	583	7	1	185	776
うち、遠隔操作のみの機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、自動閉鎖のみの機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	7			1	8
うち、遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		2	7	1		10

※民間等とは、ホテルなどの民間企業、鮮魚出荷協同組合、町内会などをいう。

震災時の水門等の閉鎖状況

- 宮古市、釜石市では、すべての水門等を閉鎖
- それ以外の3団体は、調査中又は不明と回答
(不明：震災による被害、混乱等により、把握ができていない状況)

(平成23年3月11日時点)

(単位:基)

	宮古市			釜石市			気仙沼市		
	水門等	陸こう等	計	水門等	陸こう等	計	水門等	陸こう等	計
閉鎖が必要であった数	96	14	110	65	56	121	48	201	249
閉鎖ができた数	96	14	110	65	56	121	不明	不明	不明
うち、自動閉鎖により閉鎖できた数		—		8	—	8	5	2	7
閉鎖できなかった数							不明	不明	不明
うち、故障により閉鎖できなかった数							↓	↓	↓
うち、活動時間の不足により閉鎖できなかった数							↓	↓	↓

(単位:基)

	石巻市			いわき市		
	水門等	陸こう等	計	水門等	陸こう等	計
閉鎖が必要であった数	50	104	154	142	—	142
閉鎖ができた数	調査中	調査中	調査中	(確認できた数のみ) 2	—	2
うち、自動閉鎖により閉鎖できた数	—	—	—	—	—	—
閉鎖できなかった数	調査中	調査中	調査中	不明	—	不明
うち、故障により閉鎖できなかった数	↓	↓	↓	↓	—	↓
うち、活動時間の不足により閉鎖できなかった数	↓	↓	↓	↓	—	↓

震災時の水門等の閉鎖方法の状況

■ 宮古市では、遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いていた水門2基が停電により作動しなかったため、消防団員が手動で閉鎖

(平成23年3月11日時点)

(単位:基)

		宮古市				釜石市				気仙沼市			
		閉鎖作業を行った担当別の数				閉鎖作業を行った担当別の数				閉鎖作業を行った担当別の数			
		消防団	常備消防	市 (団を除く)	その他 (民間等)	消防団	常備消防	市 (団を除く)	その他 (民間等)	消防団	常備消防	市 (団を除く)	その他 (民間等)
水門	手動式及び手動操作式のものを現地に閉鎖	93				38			19	不明	不明	不明	不明
	遠隔操作で閉鎖			1		—	—	—	—	↓	5	↓	↓
	遠隔操作のみの機能が付いているものを手動で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自動閉鎖のみの機能が付いているものを手動で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているものを手動で閉鎖	2				—	—	—	—	不明	不明	不明	不明
陸こう	手動式及び手動操作式のものを現地に閉鎖	14				27			29	↓	↓	↓	↓
	遠隔操作で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—	↓	2	↓	↓
	遠隔操作のみの機能が付いているものを手動で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自動閉鎖のみの機能が付いているものを手動で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているものを手動で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—	不明	不明	不明	不明
合 計		109		1		65			48	↓	↓	↓	↓

(単位:基)

		石巻市				いわき市			
		閉鎖作業を行った担当別の数				閉鎖作業を行った担当別の数			
		消防団	常備消防	市 (団を除く)	その他 (民間等)	消防団	常備消防	市 (団を除く)	その他 (民間等)
水門	手動式及び手動操作式のものを現地に閉鎖	調査中	調査中	調査中	調査中	不明	不明	不明	2 (確認できた数のみ)
	遠隔操作で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—
	遠隔操作のみの機能が付いているものを手動で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—
	自動閉鎖のみの機能が付いているものを手動で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—
	遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているものを手動で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—
陸こう	手動式及び手動操作式のものを現地に閉鎖	調査中	調査中	調査中	調査中	—	—	—	—
	遠隔操作で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—
	遠隔操作のみの機能が付いているものを手動で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—
	自動閉鎖のみの機能が付いているものを手動で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—
	遠隔操作・自動閉鎖の両方の機能が付いているものを手動で閉鎖	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		調査中	調査中	調査中	調査中	不明	不明	不明	2 (確認できた数のみ)

※不明:震災による被害、混乱等により、把握できない状況

消防団の活動等に関する事項

- 今回の調査対象とした5市では、すべての団体において活動マニュアルが定められていた。
- また、すべての団体で事前命令が定められていた。
- 気仙沼市では、事前命令に撤退の基準が決められていた。
- 要援護者の避難誘導を任務としていたのは、釜石市、いわき市の2市

	宮古市	釜石市	気仙沼市	石巻市	いわき市
Q 災害時における消防団員の活動について、参集基準や活動内容を定めたマニュアル等が作成されていましたか。	はい	はい	はい	はい	はい
Q そのマニュアル等には、地震の発生や津波警報等が発令されれば、出動指令等を待たずに水門閉鎖や避難誘導等の活動を実施すること(以下、「事前命令」という。)が定められていましたか。	はい	はい	はい	はい	はい
Q 事前命令の参集基準をお答えください。	震度3以上又は津波注意報又は警報発令時	震度4以上又は津波注意報又は警報発令時	震度5弱以上又は津波注意報又は警報発令時	震度6弱以上又は津波注意報又は警報発令時	震度4以上又は津波注意報又は警報発令時
Q 事前命令の活動内容をお答えください。	・水門等の閉鎖 ・避難誘導	・水門等の閉鎖 ・避難誘導	・水門等の閉鎖 ・広報活動 ・情報収集、伝達活動 ・警戒活動	・水門等の閉鎖 ・避難誘導 ・地区内巡回	・避難誘導 ・海面監視 ・警戒広報
Q 事前命令に退避の条件が決められていましたか。	いいえ	いいえ	はい	いいえ	いいえ
【退避の基準】← (気仙沼市)現場の状況、防災行政無線、団指揮本部等からの情報等に注意し、団員の避難時機を失しないよう十分注意すること。特に津波に関しては、津波到達予想時刻の10分前に避難を完了すること。(平成21年9月追加)					
Q 消防団員は、津波災害に対する活動において、避難誘導を任務としていましたか。	はい	はい	はい	はい	はい
Q 災害時要援護者の避難についても、消防団の任務としていましたか。	いいえ	はい	いいえ	いいえ	はい
Q 災害時要援護者の人数や住所の把握方法についてお答えください。		特に決めてはいなかった			市でリストを作成し消防団へ提供していた
Q 消防団員が実施した災害時要援護者の避難誘導は、うまくできましたか。		概ねうまくできた			概ねうまくできた

防災教育及び安全管理に関する事項

	宮古市	釜石市	気仙沼市	石巻市	いわき市
Q 消防団員に対して、津波防災に関する教育を実施していましたか。	はい	はい	はい	はい	市主催で防災訓練は毎年実施しているが、訓練会場地域の被害想定に合わせた訓練を実施している。そのため、近年では津波防災に関する内容の訓練が実施できていない。
Q 教育はどこで、どのような内容を年何回程度実施していましたか。 ※<>内は実施主体	総合防災訓練(年1回)<市> 津波避難訓練(年1回)<市>	津波避難訓練(年1回) 防災シンポジウム(不定期)<市>	総合防災訓練(年1回)<市> 防災講演会への出席(不定期)<県等>	図上訓練(年1回)<消防団>	
	【教育の内容】 (宮古市) 総合防災訓練(総参加者数1,562名)には、570名の消防団員が参加したほか、自衛隊、国土交通省、気象台、海上保安庁、県、警察、常備消防及び関係機関等や地域住民も参加した。また、津波避難訓練(参加者総数2,474名)には、参加者を増やすために、午前6時からの1時間で発災から活動終了までを想定した訓練とし、平成22年度は消防団員695名が参加したほか、国土交通省、気象台、海上保安庁、県、警察、常備消防、漁業協同組合、その他防災関係機関、関係企業等や地域住民が参加した。 (釜石市) 平成22年度に実施した防災シンポジウムは、津波についての内容で開催(総参加者数約1,000名)し、消防団員約80名も参加した。また、津波避難訓練は、年1回開催しているが、昨年度はチリ地震から50年の年であったため、5月と3月に実施した。定期に実施している3月の訓練では、消防団員302人が参加したほか、常備消防、釜石無線漁業協同組合、各水門管理団体や地域住民が参加した。(全体で2,699名が参加) (気仙沼市) 平成22年度に開催した総合防災訓練は、消防団員395名のほか、自衛隊、国土交通省、気象台、海上保安庁、県、警察、常備消防、医師会及び日本赤十字等の関係機関や地域住民も参加した津波の発生を想定した訓練である。(全体で3,344名が参加) (石巻市) 班長以上を対象とした訓練で、消防団員約150名が参加した。内容は、①団本部の災害情報収集訓練及び指揮・命令訓練、②各分団から団本部への情報伝達訓練及び災害対応訓練である。				
Q 津波防災の教育内容には、安全管理(自分の身を守る、仲間の団員の身を守る等の安全対策のこと)に関する内容も含まれていましたか。	いいえ	いいえ	はい	いいえ	
	【教育内容】 (気仙沼市) 地震・津波時の災害活動フローの徹底 ・現場の状況、防災行政無線、団指揮本部等からの情報等に注意し、団員の避難時機を失しないよう十分注意すること。 ・特に、津波に関しては、津波到達予想時刻の10分前に避難を完了すること。				
Q 津波災害対応用の安全装備品として、ライフジャケット(救命胴衣)を配備していましたか。	いいえ	はい	はい	いいえ	いいえ
	【配備基準】 (釜石市) 185着: 各部に5着配備 (気仙沼市) 475着: 地理特性により班ごとに2~5着を配備。但し、沿岸部及び主要河川を管轄範囲としない班には配備していない。				

情報伝達に関する事項

	宮古市	釜石市	気仙沼市	石巻市	いわき市
Q 消防団員への出場指令は、どのような方法で行うことになっていましたか。	①市から全団員	①市から全団員(地震・津波関係) ②消防本部から全団員(火災関係)	①市から団長(分団長)を通して全団員 ②市から全団員 ③消防本部から団長(分団長)を通じて全団員(火災関係) ④事前命令による	①市から団長(分団長)を通して全団員	①消防本部から団長(分団長)を通して全団員 ②各班の班長以上を消防本部のメールリストに登録し、管轄区域の災害についてメール送信により出動指令
Q 消防団員への出場指令は、どのような手段で行うことになっていましたか。	①防災行政無線(屋外拡声器) ②防災行政無線(戸別受信機) ③無線	①防災行政無線(屋外拡声器) ②防災行政無線(戸別受信機) ③サイレン吹鳴	①電話連絡網(携帯電話を含む) ②電子メール(携帯電話メールを含む) ③防災行政無線(屋外拡声器) ③サイレン吹鳴	①電話連絡網(携帯電話を含む) ②サイレン吹鳴	①電話連絡網(携帯電話を含む) ②電子メール(携帯電話メールを含む) ③サイレン吹鳴
Q 東日本大震災では、消防団員への出場指令をどのように行いましたか。	①電話連絡網(携帯電話を含む)※3月下旬以降 ②防災行政無線(屋外拡声器) ③防災行政無線(戸別受信機) ④無線	①防災行政無線(屋外拡声器) ②防災行政無線(戸別受信機) ③サイレン吹鳴	①防災行政無線(屋外拡声器) ②事前計画による	①電話連絡網(携帯電話を含む) ②サイレン吹鳴	①電話連絡網(携帯電話を含む) ②電子メール(携帯電話メールを含む) ③無線 ④サイレン吹鳴
Q 通常の現場において、消防団と市町村の連絡はどのような手段で行うことになっていましたか。	①無線	①決めていなかった	①無線(旧本吉町のみ) ②携帯電話	①携帯電話	①携帯電話
Q 東日本大震災の現場では、消防団と市町村の連絡はどのような手段で行いましたか。	①無線 ②携帯電話	①連絡が取れなかった (理由: 消防本部が被災したため)	①無線 ②災害対策本部には市幹部及び消防団の幹部が常駐しており、指示した内容をバイク隊を活用して口頭及び書面にて伝達した。	①連絡が取れなかった (理由: 携帯電話の使用制限により)	①連絡が取れなかった (理由: 携帯電話の使用制限により連絡が取りにくい状況であったため)
Q 通常の現場において、消防団と常備消防の連絡はどのような手段で行うことになっていましたか。	①無線	①無線	①無線 ②携帯電話 ③伝令	①携帯電話	①伝令
Q 東日本大震災の現場では、消防団と常備消防の連絡はどのような手段で行いましたか。	①無線 ②携帯電話	①無線	①無線 ②消防本部庁舎内に消防団指揮本部を設置し、相互に連絡調整を図り消防無線にて消防団受令機へ連絡した。出動現場では、伝令を介して連携を図った。	①連絡が取れなかった (理由: 携帯電話の使用制限により)	①伝令
Q 消防団に無線機(防災行政無線、消防団無線又は消防救急無線)を配備していましたか。	はい	はい	はい	はい	はい

無線及び情報伝達の状況

市町名	無線の種類	無線の管理 運営の主体	無線機の配備台数			無線の配備基準	無線による情報伝達状況					無線の 混線	常備 無線 の傍受	トランシーバーの運用状況	
			車載式	携帯式	受令機		大津波 警報	到達 時刻	予想される津波の高さ(※)					配備	配備台数・配備基準
									14:49	15:14	15:30				
宮古市	防災行政無線	市	54台	43台		防災行政無線:車載式を全車両、携帯式を団本部及び各分団に配備 消防団波:団本部及び合併前の27個分団(旧宮古市)にのみ配備 ※常備の通信指令室に防災行政無線及び消防団波の携帯無線を配備しているため、常備消防と消防団との通信は可能である。 ※デジタル無線への移行中であり、将来的には防災行政無線のみとなる。	○			○		有	否	無	
	消防団波	市	32台	28台											
釜石市	消防救急波	常備消防	21台	46台		団本部、分団本部及び各部に携帯無線各1台を配備 ポンプ自動車に車載無線を配備	○		○			無	可	無	
気仙沼市	防災行政無線	市	8台			防災行政無線:平成15年度以降に導入している一部車両に搭載 ※周波数の関係から旧気仙沼市の車両のみの配備 消防団波:旧本吉町の部ごとの車両に配備 ※携帯無線を常備消防の通信指令室に配備 消防救急波:受令機を全車両に配備	○	○	○	○		無	可	有	配備数:45台 旧気仙沼市の各分団に2～6 台の特定小電力無線を配備 (旧本吉町を除く)
	消防団波	市	14台												
	消防救急波	常備消防			84台										
石巻市	消防団波	常備消防		221台		消防団波:市内に7つある消防団のうち、沿岸部の3つの消防団の班長以上に配備 消防救急波:全車両に受令機を配備	○	○	○	○		無	可	無	
	消防救急波	常備消防			173台										
いわき市	消防救急波	常備消防			326台	消防救急波:全車両に常備波の受令機を整備	○	○	○	○	○	無	可	有	配備台数:49台 各支団に特定小電力無線を7 台配備

※予想される津波の高さは、発表時間ごとに変更された。①14時49分に岩手県及び福島県3m、宮城県6m ②15時14分に岩手県及び福島県6m、宮城県10m ③15時30分に岩手県及び福島県10mと発表された。

消防団員の活動及び他機関との連携状況

- 釜石市では、消防団が地域住民への津波教育を実施していた。
- 関係機関とは、概ねうまく連携できていた。

	宮古市	釜石市	気仙沼市	石巻市	いわき市
Q 消防団員が住民に対して、ハザードマップの説明を実施していましたか。	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
Q 地域住民の津波防災意識向上のため、消防団員が啓発活動を実施していましたか。	いいえ	はい	いいえ	いいえ	いいえ
	【活動事例】 ← (釜石市)市が主催する津波避難訓練で、自主防災組織及び一般住民に対して、初期消火訓練並びに応急搬送訓練を実施している。				
Q 東日本大震災における活動で、消防団と常備消防の連携について、うまくいった事例や改善点があれば記載してください。	<うまくいった事例> (宮古市)毎日の活動前及び活動後に消防団、広域消防、緊急消防援助隊、自衛隊及び警察等の関係機関が合同で打合せを実施したので、計画的に活動が行えた。 (釜石市)活動終了後のミーティングにおいて、当日の反省及び翌日の活動内容について検討していたので、活動が効率よく実施できた。 (気仙沼市)火災防ぎょ活動における遠距離送水、常備消防隊が救助した住民を避難場所まで搬送、避難場所への誘導、安全確認及び情報収集などの対応について、連携が取れた。また、避難所から消防団無線を活用し、救急車等を要請するなど、重要な役割を果たすことができた。 (石巻市)消防車両が被災した常備消防に代替車両として、消防団車両を貸与した。 (いわき市)捜索活動等において、地元消防団員が常備消防に情報を提供したことにより、捜索範囲の特定や住民情報の把握などに貢献した。 <改善点> (いわき市)常備消防と消防団との間には受令機のための配備で相互の連絡手段がなく、情報伝達を有効に行うことができなかったため、連絡手段の確立が必要である。				
Q 東日本大震災における活動で、消防団と自衛隊の連携について、うまくいった事例や改善点があれば記載してください。	<うまくいった事例> (宮古市)毎日の活動前及び活動後に消防団、広域消防、緊急消防援助隊、自衛隊及び警察等の関係機関が合同で打合せを実施したので、計画的に活動が行えた。また、自衛隊活動場所に地理に詳しい地元消防団員をはり付け活動及び移動をスムーズに行えるようにした。 (気仙沼市)遺体捜索活動を行うため、ガレキ撤去は自衛隊、地盤沈下により溜まった海水等の排水作業は消防団が行うなど役割分担して作業を実施した。 (いわき市)常備消防、消防団及び自衛隊による合同捜索の際、地元消防団員が情報を提供したことにより、捜索範囲の特定や住民情報の把握などに貢献できた。				
Q 東日本大震災における活動で、消防団と自主防災組織の連携について、うまくいった事例や改善点があれば記載してください。	<うまくいった事例> (釜石市)避難所への支援助物資の仕分け・搬送や炊き出し等の活動で連携がうまくとれた。 (気仙沼市)安否確認の作業を自主防災組織(自治会)と連携して実施した。				
Q 東日本大震災における活動で、消防団とその他の機関の連携について、うまくいった事例や改善点があれば記載してください。	<うまくいった事例> (宮古市)毎日の活動前及び活動後に消防団、広域消防、緊急消防援助隊、自衛隊、警察等の関係機関が合同で打合せを実施したので、計画的に活動を行えた。 (気仙沼市)市担当部局との連携により公共施設(魚市場・病院)の清掃作業を実施した。その他には、タクシー会社の協力によりタクシー無線(団員を配置)を活用した救急要請等を実施した。また、警察からの要請で、停電期間中の防犯維持のため夜間警戒パトロールを実施した。				

東日本大震災の教訓と反省点

■ 通信機器の配備に関する内容やライフジャケット等の安全装備と投光器等の夜間活動に関する内容が多い。

宮古市	消防団組織内における円滑な情報伝達に欠かせない無線機やトランシーバー等の装備が不十分であった。 津波災害及び夜間を通じた活動を行うためのライフジャケット、ヘッドライト、投光器、発電機やケブラー手袋等の安全装備品の配備ができていなかったため、活動に支障をきたした。なお、ライフジャケットについては、当初から平成23年度予算で購入を予定しており、10月に905着を購入し各分団に配備した。 昼夜を通しての長期間にわたる震災対応となったことから、活動のローテーションに配慮し、団員が休息を取れる環境づくりが必要であった。 今回の災害対応活動を検証し、地震災害活動マニュアルの見直しが必要である。
釜石市	今までは津波警報等が発令されれば、住民が避難している時に海岸へ向い水門閉鎖や避難誘導を実施することになっていたため、今回の震災で14名の団員が犠牲となった。今後は団員が犠牲にならないような活動方針を決めていく必要がある。 これからは、犠牲になられた団員に報いるため、残った団員は犠牲者を出さないよう訓練を重ね、災害に立ち向かっていきたい。
気仙沼市	消防団員に遺体捜索や遺体搬送を行っていただいたが、ご遺体のほとんどがその地域の顔見知りであり、精神的にもかなりの負担を与えてしまった。 浸水区域内に屯所があったため、津波被害により、活動拠点となる場所を失った。
石巻市	携帯電話の使用制限等により、各地区との情報伝達を十分に行うことができずに、活動に支障をきたした。受令機は全車両に配備しているものの、双方向通信が可能な無線機は一部の団のみの配備であるため、双方向通信が可能な無線機の配備が必要であると感じている。 ライフライン機能壊滅を受け、発電機の必要性を改めて認識させられた。また、燃料の確保についても、検討が必要である。
いわき市	消防団へは受令機のみでの配備であり消防本部から消防団車両への一方的な無線による情報提供は実施できたが、情報提供の受信確認ができなかった。また、震災当初は携帯電話の使用制限により市内全体の情報を収集するのに2～3日間を要した。 トランシーバーを十分に配備できていなかったため、現場での消防団員間の連絡がなかなか取れなかった。 双方向通信が可能な無線機等が各分団に配備されていれば、発災後ある程度早い段階において情報収集できたのではないかと。 ライフジャケットが未配備であったため、沿岸部の消防団員の安全確保が十分に出来なかった。